

一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ

理事会規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ（以下「本会」という）の理事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第 2 条 本規則は、本会定款第 35 条に基づいて制定する。

第 2 章 理事会の構成・権限

(構成)

第 3 条 理事会は、定款第 28 条に基づき全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 4 条 理事会は、定款第 29 条に基づき、次の事項を行う。

1. 本会の業務執行に関する意思決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定および解職
4. その他定款および法令により理事会に属する事項

第 3 章 開催および招集

(開催方法)

第 5 条 理事会は、対面、オンライン会議、またはこれらを併用して開催することができる。

(招集)

第 6 条 理事会は代表理事が招集する。

2. 理事全員が同意した場合は、招集手続を省略して開催することができる。

(招集通知)

第 7 条 招集者は、開催日時・場所・議題を記載した通知を原則として開催の 3 日前までに発するものとする。

2. 緊急の場合または理事全員の同意があるときは、この限りではない。

3. 通知方法は、メール、チャットツールその他電磁的方法で行うことができる。

第4章 議事

(議長)

- 第8条 理事会の議長は代表理事が務める。ただし、代表理事の委任により、他の理事が議長を務めることができる。

(定足数)

- 第9条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席により成立する。

(議決)

- 第10条 決議は、出席した理事の過半数の賛成により行う。
2. 理事全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決したものとみなす。

第5章 報告

(職務執行報告)

- 第11条 代表理事は、4か月を超えない間隔で年2回以上、職務執行状況を理事会に報告する。

第6章 議事録

(議事録)

- 第12条 理事会の議事については、法令および定款に基づき議事録を作成する。
2. 議事録には出席した理事および監事が署名または記名押印または電子署名を行う。

第7章 事務局

(事務局による補助)

- 第13条 事務局は、理事会運営に必要な補助を行うことができる。
2. 事務局は議決に加わることはできない。

第8章 規則の改訂および附則

(改訂)

- 第14条 本規則の改訂は、理事会の決議によるものとする。改訂内容は、速やかに会員に通知し、公式サイトに掲載するものとする。

(附則)

- 第15条 本規則は、本会の設立登記の日から施行する。